

第2節 合併協議の状況

1 合併協議への取組と枠組

(1) 各市町村の取組

各市町村においては、国や県の合併推進への動きを受け、市町村合併について検討するための内部的検討組織や議会に特別委員会を設け、各市町村の現況調査や合併による各種シミュレーションを行う一方、住民説明会を行う等、合併についての真摯な取組が行われた。

(2) 研究会・任意協議会の設置

県内市町村では、平成13年2月13日の「伊賀地区市町村合併問題協議会」の設置以来、13年度に11件、14年度に17件、15年度に7件、16年度に2件、合計38件の研究会・任意協議会が設置されている。

これらのなかには、その後、法定協議会に移行するものや、関係市町村の意見の相違から解散するものなど、各種の変遷が見られるが、その設置数は14年度にピークを迎えており、平成12年12月25日の県の合併推進要綱の策定やその後の県の各種取組を踏まえて、各市町村が積極的な対応をしたものといえることができる。

(3) 法定協議会の設置

法定協議会の設置は、平成14年4月1日の「員弁地区町合併協議会」の設置以来、14年度に4件、15年度に9件、16年度に8件の合計21件の法定協議会が設置されている。

15年度・16年度の両年度に多くの法定協議会の設置を迎えているのは、(2)で記載したように、14年度に設置のピークを迎えた研究会・任意協議会の議論が一定の結論を見る時期であったこと、また、合併特例法の期限である17年3月末までの合併申請を目指していたことが大きいと思われる。

なお、法定協議会の多くは、研究会や任意協議会での議論を経て設置されたものであり、これらの場で、かなりの協議事項が整理されていたため、法定協議会の協議は研究会・任意協議会の協議と比較すると、一部協議が難航したところも見られるが、概ね順調なスケジュールで進んだと言える。

(4) 法定協議会の廃止

法定協議会が設置されたものの、協議が整わず、合併に至らなかったものとしては、3件のケースが挙げられる。

しかし、これらの合併協議についても、その後、別の枠組で合併が成就している。

法定協議会の協議が整わなかった事例

	主な経過		その他参考事項	
南郡熊野4市町 (熊野市・御浜町・紀和町・紀宝町) (4市町)	H14. 2.23 H14. 6.15 H14.12.26 H15. 1.16 H15. 4. 1 H15. 8.27 H15.10.31	南郡研究会設置 熊野市加入 鵜殿村は不参加を表明 準備会発足 法定協設置 協議終了を決定 法定協廃止	H17.11. 1 H18. 1.10	熊野市・紀和町が合併 紀宝町・鵜殿村が合併
熊野市・御浜町・紀和町(3市町)	H16. 4. 9 H16. 6. 1 H16. 8. 3 H17.11. 1	任意協設置 法定協設置 御浜町が離脱を表明 法定協廃止		
大宮町・紀勢町・大内山村・大台町(4町村)	H16. 1.21 H16.3.19/30 H16. 4. 1 H16.12.22	大台町住民が直接請求 4町村議会が可決 法定協設置 法定協廃止	H17. 2.14 H18. 1.10	大宮町・紀勢町・大内山村が合併 大台町・宮川村が合併

(5) 枠組の変遷

三重県における合併の枠組の変遷を、合併を協議するため複数の市町村が共同で設置した組織の構成から見ると、上記(2)(3)のとおり延べ59通りに及ぶ枠組みの合併協議組織が設置された。

これらの合併協議組織の構成市町村数としては、最多11団体から最少2団体までさまざまであったが、全体的には、合併協議の初期の段階では、多数の構成でスタートし徐々に少数の構成となっていく傾向が認められた。

また、地域的には、ほぼ県内全域で設置され、これらの合併協議組織に一度も参加しなかった市町村は、わずか3市町(鳥羽市、菰野町、川越町)にとどまった。

こうした中で、最終的には16の法定協議会において合併協議が整い、合併に至っている。

なお、県が平成12年12月に要綱の中で提示した市町村合併のパターンについては、最終的にそのパターンどおりに合併したケースは一部にとどまったものの、市町村長の検討会や合併協議の枠組みに生かされるなど、「市町村合併について具体的な議論を行うため・・・市町村合併を検討する際の目安となる組み合わせを例示する。」という所期の目的を十分に達成することができた。

以下、各項目について、合併協議の状況を合併市町毎にまとめた。